

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：農林水産業費 項：畜産業費 目：家畜保健衛生費

事業名 家畜伝染病予防事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

農政部 家畜防疫対策課 防疫指導係 電話番号：058-272-1111 (内 2886)

E-mail：c11449@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 32,834 千円 (前年度予算額：34,148 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	34,148	18,915	0	5,015	0	0	0	0	10,218
要求額	32,834	17,703	0	4,907	0	0	0	0	10,224
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のため、家畜伝染病予防法に基づき、家畜防疫員による農場への立入検査を実施している。

家畜伝染病には、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚熱のように感染経路が十分に解明されていない疾病も多く、適切な検査体制や、防疫資材の備蓄を含む防疫体制の整備により、県内の清浄性確認及び発生時の迅速かつ的確な防疫措置によるまん延防止を図ることが重要である。

さらに、全国的に発生が絶えないヨーネ病の県内での発生予防、まん延防止の対策が必要となっている。

(2) 事業内容

家畜伝染病予防法等に基づき、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のための検査を実施する。

- ・発生予防、予察のための検査
- ・早期発見、まん延防止のための検査

(3) 県負担・補助率の考え方

家畜伝染病予防法の規定に基づき、国・県で費用負担

- ・国の全額負担：旅費、検査薬品費、消毒薬品費
- ・国の半額負担：動物用生物学的製剤費、雇入獣医師報償費、防疫資材費
- ・県の全額負担：その他

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	90	雇入獣医師報償費
旅費	2,165	家畜防疫員旅費、検査旅費
需用費	30,306	製剤費、検査用薬品費、防疫資材、公用車ガソリン代、修繕料等
役務費	248	郵便代、電話代
使用料	25	高速道路利用料
合計	32,834	

決定額の考え方

4 参考事項

(1) 各種計画での位置づけ

- ・「清流の国ぎふ」創生総合戦略（R1～5）
 - 2 健やかで安らかな地域づくり
 - (2) 安らかに暮らせる地域
 - ④ 災害と危機事案に強い岐阜県づくり
- ・新「ぎふ農業・農村基本計画」（R3～7）
 - (2) 安心で身近な「ぎふの食」づくり
 - ④ 家畜伝染病に対応できる畜産産地づくり

事業評価調書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/>	新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/>	継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 畜産経営の安定に資するため、家畜伝染病予防法等に基づく検査を実施し、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止を図る。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

家畜伝染病予防法等に基づき、家畜伝染病の発生予防及びまん延防止のための検査を実施するものであり、数値により目標を設定することは適さない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
 家畜伝染病予防法に基づき、家畜伝染病の発生予防（自治事務）及びまん延防止（法定受託事務）を遂行

- 発生予防、予察のための検査
 - 牛：ヨーネ病、BSE、昆虫媒介性疾病
 - 豚：オーエスキー病、豚熱、アフリカ豚熱、PRRS
 - 家きん：高病原性鳥インフルエンザ、ニューカッスル病、サルモネラ感染症、マイコプラズマ病
 - みつばち：腐蛆病
- まん延防止のための検査（家伝法第51条）
 - 各畜種の農場立入検査（疾病の有無確認、採血、採材等）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
 畜産業に甚大な被害を及ぼす疾病について、本事業により継続して対策を実施してきた。また、県内で発生があった豚熱についても検査や対策を実施し、発生予防、まん延防止対策を図った。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	家畜伝染病予防法等の事務の執行のためには、本事業の実施が必要である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	平成30年9月以降の豚熱発生に対し、迅速な防疫措置を実施し、発生予防及びまん延防止の措置を図った。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	検査等を実施する人数を減少する傾向で、事業の有効性を保っている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザ、豚熱のように感染経路が十分に解明されていない疾病も多く、適切な検査体制や、防疫資材の備蓄を含む防疫体制の整備により、県内の清浄性確認及び迅速かつ的確な防疫措置によるまん延防止を図ることが重要。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 家畜伝染病予防法等に基づき、引き続き家畜伝染病の発生予防並びまん延防止のための検査を実施する。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【○○課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	